

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多くの市民や観光客に利用されている八戸駅前駐車場連絡通路（以下「連絡通路」という。）を有効に活用し、また、利用者への各種の情報提供等に資することを目的として、連絡通路内に掲示する掲示物の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、掲示物とは、広告、ポスター、芸術作品等をいう。

(掲示者の制限)

第3条 連絡通路に掲示物を掲示できる者は、八戸市有料広告掲載基準第2に該当しない者とする。

(掲示物の制限)

第4条 連絡通路に掲示できる掲示物は、八戸市有料広告掲載基準第2に該当しないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 連絡通路を利用する者の通行に支障をきたすおそれのあるもの
- (2) 掲示により、料金を徴収しようとするもの

(掲示できる箇所)

第5条 掲示物を掲示できる箇所は、連絡通路の壁面のうち市長が指定する枠内とする。

(掲示の期間)

第6条 掲示期間は1月単位とし、連続して掲示することができる期間は最大12月とする。ただし、12月経過時点で他に掲示可能な箇所があるとき、又は掲示する箇所が全て埋まっているが他の申込みが見込まれない場合に限り、掲示期間を更新することができるものとする。

(掲示料)

第7条 掲示料は、連絡通路の有する広告価値に対する対価として、一枠につき60,000円（年額）から別途徴する行政財産目的外使用料を差し引いた額とする。ただし、行政財産目的外使用料が一枠につき60,000円（年額）を超える場合は、掲示料を徴しない。

- 2 掲示期間が1年に満たないときの掲示料は、月割りとし、1月に満たないときの端数部分については、日割りで計算する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、掲示料の全部又は一部を減免することができる。

(掲示物の募集)

第8条 掲示物の募集は、掲示可能な箇所、掲示方法等の必要事項を定め、これを市ホームページ等に掲載して行うものとする。

(掲示の申込み等)

第9条 掲示を希望する者は、次に掲げる書類に掲示物の案を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示申込書（別記第1号様式）
- (2) 掲示者の要件に関する申立書（兼同意書）（別記第2号様式）

- 2 掲示を希望する者は、次に掲げる申込書等のほか、八戸市財務規則（昭和54年1月23日規則第1号）第189条第1項の規定による、行政財産目的外使用許可（申請）書を市長に提出しなければならない。

(掲示の承認等)

第10条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、速やかに掲示の可否を判断し、掲示を承認する場合は、八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示承認書（別記第3号様式）により、申込者に承認

を通知しなければならない。

2 市長は、掲示を承認しない場合は、八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示不承認通知書（別記第4号様式）により、申込者に通知しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、申込者に対し必要な書類の提出を求めることができる。

（掲示物の変更）

第11条 前条第1項の規定により掲示の承認を受けた者（以下「掲示者」という。）が掲示物を変更する場合は、八戸駅前駐車場連絡通路掲示物変更申請書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に掲げる書類を受理したときは、速やかに掲示の可否を判断し、変更を承認する場合は、八戸駅前駐車場連絡通路掲示物変更承認書（別記第6号様式）により、申込者に承認を通知しなければならない。

（掲示料等の納付）

第12条 第10条第1項の規定による掲示者であって、第7条に規定する掲示料及び行政財産目的外使用料が発生する場合は、市長の指定する期日までに、一括納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（掲示料の還付）

第13条 既納の掲示料は、原則として還付しない。ただし、掲示者の責めによらない理由により掲示することができなかつたときは、掲示料の全額を還付することができる。

（掲示者の責任等）

第14条 掲示の内容に関する一切の責任は、掲示者が負うものとする。

2 掲示物の作成、掲示及び撤去に要する経費は、掲示者の負担とする。

（掲示の承認の取消し）

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲示の承認を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲示料の納入がないとき。

(2) 掲示者が第3条に該当することとなったとき、又は虚偽の申請により掲示の決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、掲示する上で支障があると認められるとき。

2 前項第2号及び第3号の規定により、市長が掲示の決定を取り消した場合において、市に損害が生じたときは、掲示者は、市に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は、市長と掲示者とが協議して定める。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、掲示に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年3月11日から実施する。

別記

第1号様式（第9条関係）

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示申込書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物取扱要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり掲示物の掲示を申し込みます。

1 申込区分 新 規 ・ 更 新

2 申 込 者

住 所 (所在地)	電 話	FAX
商 号 (個人の場合は不要)		
代表者氏名 (個人氏名)		
担 当 者 名	連絡先 電 話	e-mail

3 掲示物の希望

掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで
これまでの掲示期間 (更新の場合)	年 月 日から 年 月 日まで 年 月 日から 年 月 日まで
掲示物の件名	
掲示位置・大きさ	位置 (枠) 大きさ
掲示物の掲示目的 掲示内容 (枠に収まらない場合は、別葉に記入してください(任意様式))	

※掲示希望する掲示物を添付してください。

※希望する掲示位置(枠)は、「八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示位置図」から選択してください。

掲示者の要件に関する申立書（兼同意書）

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

	住 所
申込者	会社(団体)名
	代表者氏名

1. 私は、八戸駅前駐車場連絡通路への掲示物掲示の申込みに当たり、次の通り申し立てます。
八戸市有料広告掲載基準第2に該当しないこと。

2. 次の事項に同意します。

(1) 下記の税目について現に滞納がない旨証明するため、市が私の納税状況を確認すること。

- ・ 市民税
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税
- ・ 国民健康保険税

(2) 八戸市有料広告掲載基準第2に該当しないことを確認するため、市から役員名簿等（下請契約（一次下請以降の全ての下請契約を含む。）の提出を求められたときは、速やかに提出すること。

(3) 提出した本申立書及び役員名簿等の正当性を確認するため、市が青森県警察八戸警察署長へ照会すること。

(4) 八戸市有料広告掲載基準第2に該当した場合において、八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第4条の規定に基づき、公表されること。

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示承認書

年 月 日

（掲示者）様

八 戸 市
市 長 印

年 月 日付で申込みのあった八戸駅前駐車場連絡通路への掲示物掲示について、これを承認します。

1 掲示位置（枠）・大きさ

2 掲示期間

年 月 日から 年 月 日まで
（ 新規 ・ 更新 ）

3 掲示料

金 円

4 納付期限

年 月 日まで

※掲示においては、八戸駅前駐車場連絡通路掲示物取扱要綱をよく確認し、順守してください。

※掲示料が無料となった場合は、八戸市の都合により、掲示中に掲示位置を移動していただく場合があります。

第4号様式（第10条関係）

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物掲示不承認通知書

様

八戸市長

印

年 月 日付で申込みのあった八戸駅前駐車場連絡通路への掲示物掲示について、下記の理由により承認をしません。

記

承認しない理由

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物変更申請書

年 月 日

（あて先）八 戸 市 長

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物取扱要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり掲示物の変更を申請します。

1 申請者

住 所 (所在地)	電話	FAX
商 号 (個人の場合は不要)		
代表者氏名 (個人氏名)		
担当者名	連絡先	電話 e-mail

2 希望する変更の内容

承認済みの掲示期間	年 月 日から 年 月 日まで
変更希望日	年 月 日
掲示物の件名	変更前： 変更後：
変更後の 掲示物の掲示目的 掲示内容 (枠に収まらない場合は、別葉に記入してください(任意様式))	

※掲示希望する掲示物を添付してください。

第6号様式（第11条関係）

八戸駅前駐車場連絡通路掲示物変更承認書

年 月 日

（掲示者）様

八 戸 市
市 長 印

年 月 日付で申請のあった八戸駅前駐車場連絡通路掲示物変更申請について、これを承認します。

変更日 年 月 日